

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい保健福祉施策においては、障がい者および障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活および社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざし、制度が整備されてきました。

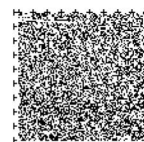
平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度には、障害者自立支援法が施行され、それまで障がいの種別ごとに提供されていたサービスが、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

また、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として施行されました。この法律では、障がい者が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がい者に難病の患者を加えるなどの見直しや障がい者等に対する支援の拡充を行うことを明記し、サービス提供体制のさらなる計画的な整備を図ることとしています。

さらに、平成18年度に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」について、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成25年12月に批准しました。

こうしたなか、函館市では、平成18年度に障害者基本法に基づく「函館市障がい者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちをめざし、各種の障害者施策を推進しています。

また、障害者自立支援法により、市町村および都道府県に策定が義務付けられた障害福祉計画については、これまで、第1期から第3期まで、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。



平成27年度からの「第4期函館市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法の施行を受け、障がい者の地域生活を支援するためのサービス提供体制等に係る平成29年度末の目標を設定するとともに、障がい福祉サービスをはじめ相談支援や地域生活支援事業を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画として策定するもので、国が同法に基づいて定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則し、策定するものです。

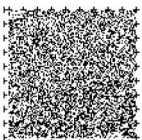
また、この計画は、社会福祉法第107条に基づく「函館市地域福祉計画」との整合を図るとともに、障害者基本法第11条第3項に基づく「函館市障がい者基本計画」の実施計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

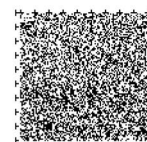
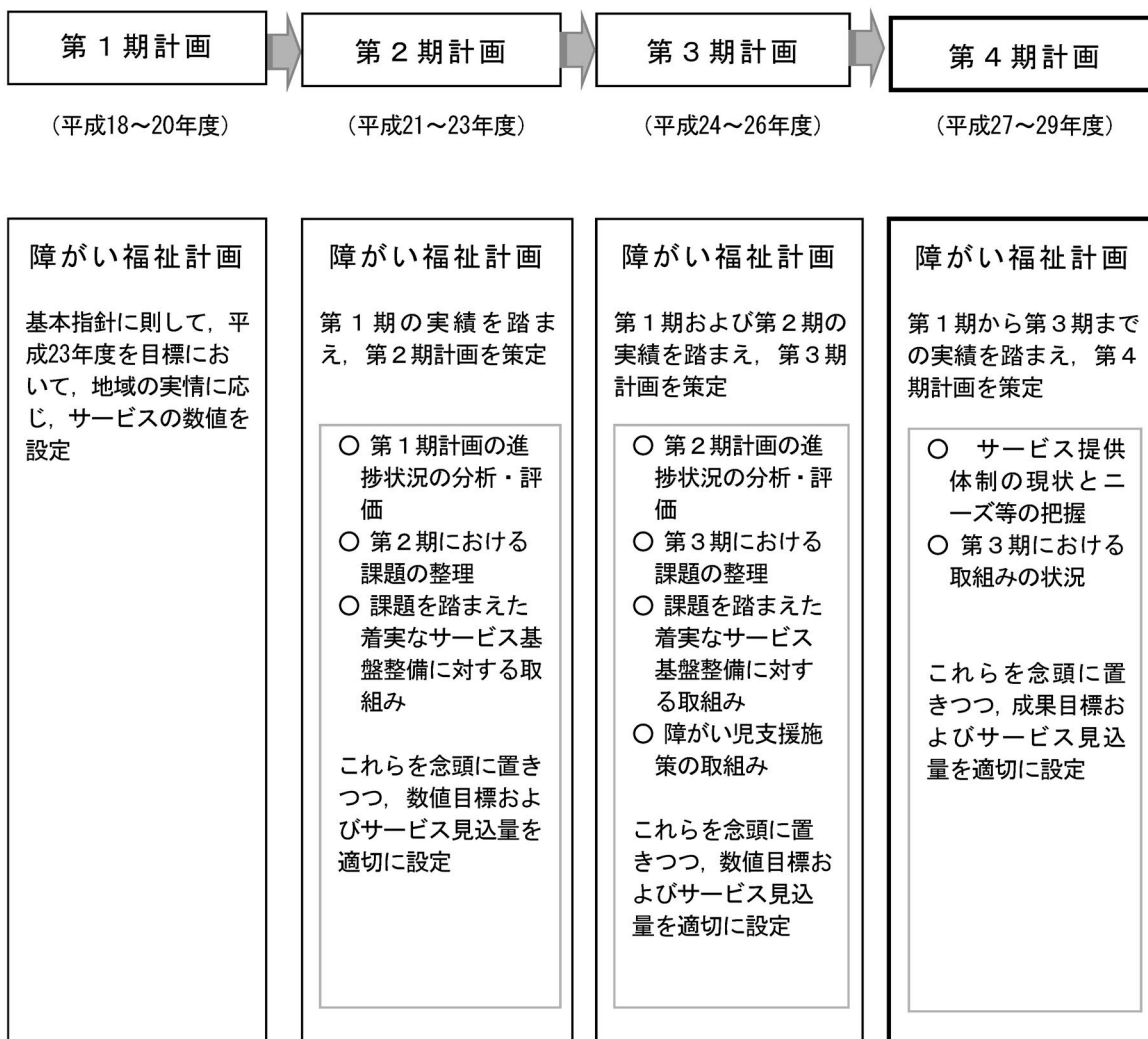
障害福祉計画は、国の基本的な指針において、3年を1期とする計画として策定することとされていることから、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画の期間とします。

4 計画の策定体制

この計画は、関係団体等の代表者、関係機関の職員、一般公募の市民などにより構成される函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を反映し、策定しました。



○ 障がい福祉計画の策定経過



○「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」

区 分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条
性 格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	平成18年度～27年度(10か年)	第4期:平成27年度～29年度(3か年)
計画の内容	1 生活支援 2 保健・医療 3 教育・育成 4 雇用・就労 5 社会参加 6 啓発・広報 7 生活環境 8 情報・コミュニケーション	1 平成29年度末の達成に向けた地域生活移行や就労支援等に係る成果目標の設定 2 障がい福祉サービス等の平成27年度から平成29年度までの各年度における必要な量の見込み (1) 障害者総合支援法 ア 訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 イ 日中活動系サービス ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型) ・療養介護 ・短期入所 ウ 居住系サービス ・共同生活援助 ・施設入所支援 エ 相談支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 (2) 児童福祉法 ア 児童発達支援 イ 医療型児童発達支援 ウ 放課後等デイサービス エ 保育所等訪問支援 オ 障害児相談支援 3 上記2の必要な見込量を確保するための方策 4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 5 その他障がい福祉サービス, 相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

